

NPO・市民活動団体のための
**補助金・助成金
ガイドブック**



春日井市

令和8年1月発行

はじめに



このガイドブックでは、春日井市の社会課題を解決するために活動しているNPO法人や市民活動団体が活用できる、補助金・助成金を紹介しています。様々な補助金・助成金を掲載していますので、活動の発展・促進のために是非ご活用ください。

ガイドブックの読み方

「対象となる分野」

地	地域活動	環	環境保全	防	防災・防犯
子	子どもの健全育成	高	高齢者支援	保	保健・医療
障	障がい児・者支援	文	文化・スポーツ・芸術	観	観光振興
雇	雇用機会	施	施設整備		

例

補助金名

資源回収団体奨励金



対象者

- ・子ども会
- ・町内会その他の地域で活動する団体
- ・営利を目的としない団体

補助金額(上限)

5円/kg

種類が多く記載しきれなかった場合は、「事業により異なる」となっています

補助対象

資源の回収活動

補助率

なし

問い合わせは
こちらへ



申請期間

資源回収実施年度の3月31

HPの
QRコード

ごみ減量推進課（電話：85-6226 FAX：84-8731）



ここでは概要のみを掲載しています。申請をご検討の際は、詳細について必ず担当課へお問い合わせください。

補助金・助成金 分野別索引

複数の分野に掲載されている補助金・助成金もございます

地域活動

区町内会助成金	p1
資源回収団体奨励金	p1
ごみステーション整備に係る補助金	p2
緑の奨励金	p2
街づくり活動助成金	p3
飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金	p3
地域防災組織支援事業補助金	p4
地域防犯組織支援事業補助金	p4
コミュニティ集会施設整備事業費補助金	p5
コミュニティ集会施設耐震診断費補助金	p5
消防防災施設等整備事業補助金	p6
防犯灯設置事業費補助金	p6
防犯灯電気料補助金	p7
防犯カメラ設置事業補助金	p7
防犯カメラ維持管理費補助金	p8
こども・子育て支援団体補助金	p8
子ども会活動補助金	p9
敬老会地域開催補助金	p10
老人クラブ連合会活動促進事業補助金	p11
老人クラブ社会活動促進事業補助金	p11
老人クラブによる地域交流事業補助金	p12
介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型住民主体サービス補助金	p13
介護予防・日常生活支援総合事業に係る通所型住民主体サービス補助金	p14

障がい者の居場所・交流の場づくり助成金	p16
生活困窮及び孤独孤立予防のための地域づくりモデル事業補助金	p18
空き家地域貢献活用事業補助金	p19
商店街空き店舗活用事業助成金	p20
商店街地域交流促進事業助成金	p20
商店街デジタル化推進事業助成金	p21

環境保全

資源回収団体奨励金	p1
ごみステーション整備に係る補助金	p2
緑の奨励金	p2
街づくり活動助成金	p3
飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金	p3
民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金	p22
保存樹等維持管理支援事業	p23
農林業補助金(市民農園整備事業)	p23
多面的機能支払交付金	p24

防災・防犯

地域防災組織支援事業補助金	p4
地域防犯組織支援事業補助金	p4
コミュニティ集会施設耐震診断費補助金	p5
消防防災施設等整備事業補助金	p6
防犯灯設置事業費補助金	p6
防犯灯電気料補助金	p7
防犯カメラ設置事業補助金	p7

防犯カメラ維持管理費補助金	p8
地域介護・福祉空間整備等補助金	p12
ロック塀等撤去費補助金	p21
雨水貯留浸透施設設置補助金	p22

子どもの健全育成

こども・子育て支援団体補助金	p8
子ども会活動補助金	p9
放課後児童健全育成事業費補助金	p9
放課後児童クラブ開所準備費補助金	p10

高齢者支援

敬老会地域開催補助金	p10
老人クラブ連合会活動促進事業補助金	p11
老人クラブ社会活動促進事業補助金	p11
老人クラブによる地域交流事業補助金	p12
地域介護・福祉空間整備等補助金	p12
認知症カフェ及び家族介護者支援センター補助金	p13
介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型住民主体サービス補助金	p13
介護予防・日常生活支援総合事業に係る通所型住民主体サービス補助金	p14
地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金	p14
地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金	p15
介護保険サービス利用者負担軽減制度事業費補助金	p15

保健・医療

認知症カフェ及び家族介護者支援センター補助金	p13
介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型住民主体サービス補助金	p13
介護予防・日常生活支援総合事業に係る通所型住民主体サービス補助金	p14
地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金	p14
地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金	p15
介護保険サービス利用者負担軽減制度事業費補助金	p15
障がい者の居場所・交流の場づくり助成金	p16
障害者共同生活援助事業費補助金	p17
重症心身障害児等短期入所利用支援事業費補助金	p17
生活困窮及び孤独孤立予防のための地域づくりモデル事業補助金	p18
相談支援従事者初任者研修費補助金	p18
骨髓提供者等助成金	p19

障がい児・者支援

障がい者の居場所・交流の場づくり助成金	p16
障がい者福祉施設等整備補助金	p16
障害者共同生活援助事業費補助金	p17
重症心身障害児等短期入所利用支援事業費補助金	p17
相談支援従事者初任者研修費補助金	p18

文化・スポーツ・芸術

文化スポーツイベント補助金	p24
郷土芸能に対する補助金	p25

観光振興

観光によるにぎわい創出事業補助金

p25

雇用機会

就職支援サイト掲載助成事業補助金

p26

施設整備

街づくり活動助成金	p3
コミュニティ集会施設整備事業費補助金	p5
コミュニティ集会施設耐震診断費補助金	p5
消防防災施設等整備事業補助金	p6
防犯灯設置事業費補助金	p6
防犯カメラ設置事業補助金	p7
防犯カメラ維持管理費補助金	p8
放課後児童クラブ開所準備費補助金	p10
地域介護・福祉空間整備等補助金	p12
地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金	p14
地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金	p15
障がい者福祉施設等整備補助金	p16
空き家地域貢献活用事業補助金	p19
商店街空き店舗活用事業助成金	p20
プロック塀等撤去費補助金	p21
雨水貯留浸透施設設置補助金	p22
民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金	p22
農林業補助金(市民農園整備事業)	p23

区町内会助成金



対象者

区、町内会または自治会



補助金額(上限)

区・町内会・自治会加入世帯数(4月1日現在) × 600円



補助対象

住民相互の連携と地域社会の発展を図るため、自主的、主体的に行う事業



補助率 なし



申請期間

年度により異なる

市民生活課（電話：85-6617 FAX：84-8731）



資源回収団体奨励金



対象者

- ・子ども会
- ・町内会その他の地域で活動する団体
- ・営利を目的としない団体



補助金額(上限)

5円/kg



補助対象

資源の回収活動



補助率 なし



申請期間

資源回収実施年度の3月31日まで

ごみ減量推進課（電話：85-6226 FAX：84-8731）



ごみステーション整備に係る補助金

対象者

区、町内会または自治会 など



補助金額（上限）

1基あたり10,000円

補助対象

ごみステーションのごみ散乱防止または整備



補助率 1/2



申請期間

随時（予算額に達し次第終了）

清掃事業所（電話：84-3211 FAX：83-5402）



緑の奨励金

対象者

緑化活動をしている営利を目的としない5人以上で構成する団体



補助金額（上限）

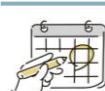
100,000円

補助対象

公共用地などにおいて、苗木、花苗などを新たに植栽する活動



補助率 1/2



申請期間

当該年度の1月末日まで

公園緑地課（電話：85-6283 FAX：83-2960）



街づくり活動助成金



対象者

市で認定を受けた街づくり推進団体



補助金額（上限）

300,000円



補助対象

生活道路、排水路など身近な施設の整備改善のため、地域住民などが主体となって行う街づくり活動



補助率 1/2



申請期間

当該年度の1月末日まで

都市政策課（電話：85-6265 FAX：85-0991）



飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金



対象者

市内に生息する飼い主のいない猫に去勢または避妊の手術を受けさせる市内在住の者



補助金額（上限）

<去勢手術> 6,500円
<避妊手術> 11,500円



補助対象

市内の飼い主のいない猫への去勢または避妊の手術



補助率 なし



申請期間

随時（予算額に達し次第終了）

環境保全課（電話：85-6279 FAX：84-8731）



地域防災組織支援事業補助金

対象者

- ・区町内会助成金の交付を受けている区、町内会または自治会
- ・自主防災組織資器材貸与を受けている自主防災組織



補助金額（上限）

50,000円



補助対象

地域防災マニュアルに基づく物品の購入及び地域防災マニュアルの印刷



補助率 1/2



申請期間

当該年度の11月30日まで

市民安全課（電話：85-6072 FAX：83-9988）



地域防犯組織支援事業補助金

対象者

- ・区町内会助成金の交付を受けている区、町内会及び自治会
- ・地域内のボランティア団体
- ・老人クラブ など



補助金額（上限）

地域の世帯数により異なる



補助対象

犯罪の発生を防ぐため自治会などの区域内を巡回する防犯パトロールに要する物品の購入費（1団体1回限り）



補助率 なし



申請期間

当該年度の11月末日まで

市民安全課（電話：85-6064 FAX：83-9988）



コミュニティ集会施設整備事業費補助金



対象者

区、町内会、自治会、学区その他一定の地域と、そこに居住する住民を基盤として、その意思統一がある団体



補助金額（上限）

- | | | |
|---------|------------|-------------|
| <新築・増築> | 木造 | 10,000,000円 |
| | 鉄筋・鉄骨 | 15,000,000円 |
| <修繕> | 5,000,000円 | |
| <解体> | 2,000,000円 | |

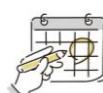
補助対象

コミュニティ集会施設の新築、増築、修繕、解体



補助率

対象経費の総額から補償など他の資金を差し引いた額の1/2以内



申請期間

補助事業の完了する前年度の8月末まで

市民生活課（電話：85-6617 FAX：84-8731）



コミュニティ集会施設耐震診断費補助金



対象者

区、町内会、自治会、学区その他一定の地域と、そこに居住する住民を基盤として、その意思統一がある団体



補助金額（上限）

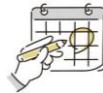
- | | |
|-------|------------|
| <木造> | 50,000円 |
| <非木造> | 1,200,000円 |

補助対象

コミュニティ集会施設に係る耐震診断



補助率 1/2



申請期間

耐震工事契約前まで

市民生活課（電話：85-6617 FAX：84-8731）



消防防災施設等整備事業補助金

地
防
施

対象者

- ・自治消防団
- ・自主防災会
- ・市民の自主的な消防防災組織（市長が認めた組織に限る）

補助対象

消防防災施設などの整備



補助金額（上限）

500,000円



補助率 1/3



申請期間

随時（予算額に達し次第終了）

消防救急課（電話：85-6374 FAX：84-5910）



防犯灯設置事業費補助金

地
防
施

対象者

区、町内会または自治会



補助金額（上限）

設置区分、防犯灯の種類などにより異なる

補助対象

LED型防犯灯の設置



補助率 3/5



申請期間

着工予定日の15日前まで

市民生活課（電話：85-6617 FAX：84-8731）



防犯灯電気料補助金



対象者

区、町内会または自治会



補助金額（上限）

4月分の電気料×12月



補助対象

防犯灯に係る電気料



補助率 なし



申請期間

年度により異なる

市民生活課（電話：85-6617 FAX：84-8731）



防犯カメラ設置事業補助金



対象者

区町内会助成金の助成を受けている区、町内会、自治会など



補助金額（上限）

500,000円（この補助金の交付を受けた年度以降3年度以内）



補助対象

防犯カメラの設置に必要な費用



補助率 1/2



申請期間

当該年度の11月末日まで

市民安全課（電話：85-6064 FAX：83-9988）



防犯カメラ維持管理費補助金



対象者

春日井市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを維持管理する団体



補助金額（上限）

1台あたり5,000円



補助対象

設置後1年以上が経過している防犯カメラの維持管理費のうち、保守点検費



補助率 1/2



申請期間

当該年度の3月末日まで

市民安全課（電話：85-6064 FAX：83-9988）



こども・子育て支援団体補助金



対象者

地域で子どもの健全育成及び子育て支援に取り組む団体



補助金額（上限）

〈親子が交流する場の提供、不登校等に関する相談・居場所の提供〉 60,000円
 〈食事と居場所の提供〉 120,000円



補助対象

- ・親子が交流する場の提供
- ・食事と居場所の提供
- ・不登校等に関する相談・居場所の提供



補助率 なし



申請期間

当該年度の6月30日までまたは団体活動開始日から3か月以内

子育て推進課（電話：85-6206 FAX：85-3786）



子ども会活動補助金



対象者

春日井市子ども会育成連絡協議会及び地域子ども会



補助金額（上限）

<市子ども会育成連絡協議会>

加入している子ども会の数 × 21,000円

<地域子ども会>

500円 × 子ども会人数 + 5,000円



補助対象

- ・市子ども会育成連絡協議会が行う子ども会の普及に関する事業に係る経費及び連絡協議会の運営に関する事業
- ・地域子ども会が行う事業



補助率 なし



申請期間

当該年度の 5月31日まで

子育て推進課（電話：85-6151 FAX：85-3786）



放課後児童健全育成事業費補助金



対象者

放課後児童健全育成事業を実施する団体



補助金額（上限）

事業により異なる



補助対象

- ・運営費
- ・処遇改善
- ・ICT化推進



補助率 なし



申請期間

<運営費、処遇改善> 当該年度の4月30日まで
<ICT化推進> 補助事業着手日の前日まで

子育て推進課（電話：85-6206 FAX：85-3786）

放課後児童クラブ開所準備費補助金



対象者

放課後児童健全育成事業を新たに実施するため設備を整備する者



補助金額(上限)

1,600,000円



補助対象

設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備
(かすがいこどもまんなかプランで不足が見込まれる区域に限る)



補助率 なし



申請期間

事前協議結果通知日の翌年度の2月末日まで

子育て推進課（電話：85-6206 FAX：85-3786）

敬老会地域開催補助金



対象者

- 市に届出している区、町内会及び自治会
- 春日井市社会福祉協議会の認可を受けた地区社会福祉協議会 など



補助金額(上限)

事業対象世帯数ごとに異なる

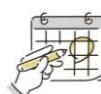


補助対象

敬老行事



補助率 なし



申請期間

事業実施予定日の14日前または11月30日のどちらか早い日まで

いきがい推進課（電話：85-6176 FAX：83-2297）



老人クラブ連合会活動促進事業補助金

対象者

老人クラブ連合会



補助金額(上限)

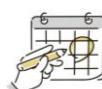
事業ごとに異なる

補助対象

- ・会員の資質向上または文化振興に資する事業
- ・会員の健康増進またはスポーツ振興に資する事業 など



補助率 なし



申請期間

当該年度の4月30日まで

いきがい推進課（電話：85-6176 FAX：83-2297）

老人クラブ社会活動促進事業補助金

対象者

- ・春日井市老人クラブ連合会に加盟している老人クラブ
- ・春日井市老人クラブ連合会に加盟予定の老人クラブ



補助金額(上限)

次に掲げる額の合計額

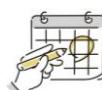
- (1) 月額 3,880 円
- (2) 会員一人当たり年額 200 円

補助対象

社会活動促進事業



補助率 なし



申請期間

当該年度の4月30日まで

いきがい推進課（電話：85-6176 FAX：83-2297）



老人クラブによる地域交流事業補助金



対象者

春日井市老人クラブ連合会に加盟している老人クラブ



補助金額（上限）

1事業者につき年額50,000円



補助対象

老人クラブが他の任意団体と協働して地域の多世代との交流の場を提供する事業



補助率 なし



申請期間

当該年度の11月30日まで

いきがい推進課（電話：85-6176 FAX：83-2297）



地域介護・福祉空間整備等補助金



対象者

高齢者施設などの運営主体となっている者または運営主体となる者



補助金額（上限）

事業により異なる

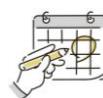


補助対象

防災・減災など事業整備計画に基づき行う計画的な整備事業



補助率 事業により異なる



申請期間

国・愛知県の所要額調査に合わせて募集

福祉政策課（電話：85-6184 FAX：84-8731）

認知症カフェ及び家族介護者支援センター補助金



対象者

- ・認知症カフェを実施する団体
- ・家族介護者支援センターを実施する団体

補助対象

- ・認知症カフェ
- ・家族介護者支援センター



補助金額（上限）

<認知症カフェ> 50,000円
<家族介護者支援センター> 月額50,000円



補助率 なし



申請期間

<認知症カフェ> 事業開始日の30日前まで
<家族介護者支援センター> 当該年度の5月31日まで

地域共生推進課（電話：85-6187 FAX：84-5764）



介護予防・日常生活支援総合事業に係る 訪問型住民主体サービス補助金



対象者

- ・区、町内会または自治会
- ・地区社会福祉協議会
- ・市民活動支援センター登録団体



補助金額（上限）

<立ち上げ支援補助> 100,000円/1団体
<運営補助> 50,000円/年
<支援員補助> 事業により異なる

補助対象

- ・生活支援単独型事業
- ・ちょっとお助け型事業
- ・送迎支援単独型事業
- ・訪問支援総合型事業



補助率 なし



申請期間

<立ち上げ補助> 事業準備開始30日前まで
<運営補助> 事業開始14日前まで

地域共生推進課（電話：85-6187 FAX：84-5764）



介護予防・日常生活支援総合事業に係る 通所型住民主体サービス補助金



対象者

- ・区、町内会または自治会
- ・地区社会福祉協議会
- ・市民活動支援センター登録団体



補助金額（上限）

<高齢者サロン及び地域共生サロン>

- ・立ち上げ支援補助 100,000円
- ・運営補助 開催頻度により50,000円から200,000円/年

<ミニデイサービス>

- ・立ち上げ支援補助 1,000,000円
- ・運営補助 50,000円/月



補助対象

- ・住民主体で行う高齢者等サロン及び地域共生サロンの立ち上げ及び運営
- ・ミニデイサービスの立ち上げ及び運営



補助率 なし



申請期間

<立ち上げ補助> 事業準備開始30日前まで

<運営補助> 事業開始30日前まで

地域共生推進課（電話：85-6187 FAX：84-5764）



地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金



対象者

次の施設などを設置するもの

- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・定期巡回、隨時対応型訪問介護看護事業所



補助金額（上限）

事業により異なる



補助対象

- ・施設開設準備事業
- ・定期巡回、随时対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業
- ・定期借地権利用による整備促進対策事業



補助率 定期借地権利用による整備促進対策事業のみ 1/2



申請期間

年度により異なる

介護・高齢福祉課（電話：85-6921 FAX：84-5764）

地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金

高
保
施



対象者

次の施設を整備し、運営等をするもの
・認知症高齢者グループホーム
・小規模多機能型居宅介護事業所 など



補助金額(上限)

事業により異なる



補助対象

認知症高齢者グループホームなどの施設
を整備する事業



補助率 なし



申請期間

年度により異なる

介護・高齢福祉課（電話：85-6921 FAX：84-5764）

介護保険サービス利用者負担軽減制度事業費補助金

高
保



対象者

介護保険サービスの利用者負担の軽減を
実施した法人 など



補助金額(上限)

利用者負担を軽減した額により異なる



補助対象

介護保険サービスに係る利用者負担軽減



補助率 事業により異なる



申請期間

当該年度の2月頃まで

介護・高齢福祉課（電話：85-6182 FAX：84-5764）

障がい者の居場所・交流の場づくり助成金

対象者

市内の障がい者を支援する1年以上の活動実績を有する団体



補助金額(上限)

100,000円

補助対象

- いつでも自由に集うことができるサロン事業
- 宿泊体験を通じ交流できる事業



補助率 なし



申請期間

当該年度の5月31日まで

障がい福祉課（電話：85-6186 FAX：84-5764）

障がい者福祉施設等整備補助金

対象者

障がい者福祉施設などの整備を行う特定非営利活動法人



補助金額(上限)

国庫補助基準額に対して愛知県が交付する補助金の1/3

補助対象

国庫補助対象事業として行う障がい者施設の新築、増築または改築



補助率 なし



申請期間

随時

障がい福祉課（電話：85-6189 FAX：84-5764）

障害者共同生活援助事業費補助金

対象者

共同生活援助を運営する特定非営利活動法人、公益社団法人などのうち、特定の条件を満たす者



補助金額(上限)

区分などにより異なる

補助対象

補助対象日の昼間の時間帯に共同生活援助の利用者に対して行う介護などの支援



補助率 なし



申請期間

当該年度の3月31日まで

障がい福祉課（電話：85-6212 FAX：84-5764）

重症心身障害児等短期入所利用支援事業費補助金

対象者

指定短期入所を運営する特定非営利活動法人



補助金額(上限)

900円×短期入所の利用日数

補助対象

重症心身障害児などの短期入所（1回の入所期間が7日以内に限る）



補助率 なし



申請期間

当該年度の3月31日まで

障がい福祉課（電話：85-6212 FAX：84-5764）

生活困窮及び孤独孤立予防のための 地域づくりモデル事業補助金



対象者

- ・区、町内会または自治会
- ・地区社会福祉協議会
- ・市民活動支援センター登録団体



補助金額(上限)

300,000円

補助対象

身近な地域における共助を活性化する地
域づくりの事業



補助率 なし



申請期間

当該年度の5月31日まで

地域共生推進課（電話：85-6251 FAX：84-5764）



相談支援従事者初任者研修費補助金



対象者

特定相談支援事業所または障害児相談支
援事業所を有する特定非営利活動法人



補助金額(上限)

初任者研修の受講料の2/3

補助対象

補助対象者が負担または補助した初任者
研修の受講料



補助率 なし



申請期間

研修を修了した年度の2月末日まで

障がい福祉課（電話：85-6189 FAX：84-5764）



骨髓提供者等助成金



対象者

日本骨髓バンクのあっせんによる骨髓提供者及び骨髓提供者が勤務する事業所



補助金額(上限)

<提供者> 140,000円
<事業所> 70,000円



補助対象

骨髓などの提供のための通院、入院または面接



補助率 なし



申請期間

骨髓などの提供日から1年以内

健康増進課（電話：85-6164 FAX：85-6315）



空き家地域貢献活用事業補助金



対象者

法人または任意団体



補助金額(上限)

500,000円

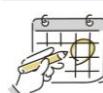


補助対象

地域貢献に資する目的で活用する空き家の改修工事



補助率 2/3



申請期間

補助事業に係る契約を締結する前日まで

住宅政策課（電話：85-6572 FAX：85-0991）



商店街空き店舗活用事業助成金



対象者

商店街振興組合などの推薦により空き店舗に入店する者



補助金額(上限)

700,000円

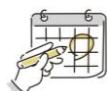


補助対象

賃借で空き店舗を活用するための改装及び改築費



補助率 1/2以内



申請期間

助成対象事業の着手10日前まで

経済振興課（電話：85-6246 FAX：84-8731）



商店街地域交流促進事業助成金



対象者

商店街振興組合や構成員が20人以上で、中小売商業者及びサービス業者を半数以上含み、特定の条件を満たす法人格を有しない団体



補助金額(上限)

事業により異なる



補助対象

商店街で実施する地域の賑わいを創出するためのイベントや地域情報紙の発行など、地域住民の交流を深め合う事業



補助率 事業により異なる



申請期間

事業により異なる

経済振興課（電話：85-6246 FAX：84-8731）



商店街デジタル化推進事業助成金



対象者

商店街振興組合や構成員が20人以上で、中小売商業者及びサービス業者を半数以上含み、特定の条件を満たす法人格を有しない団体



補助金額(上限)

500,000円

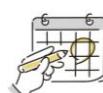


補助対象

情報通信技術などを活用して商店街などの活性化を図る事業



補助率 1/2以内



申請期間

助成対象事業の着手30日前まで

経済振興課（電話：85-6246 FAX：84-8731）



ブロック塀等撤去費補助金



対象者

ブロック塀などを所有または管理する個人または法人



補助金額(上限)

100,000円

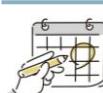


補助対象

公道などに面する全てのブロック塀などの取り壊し



補助率 1/2



申請期間

年度により異なる

建築指導課（電話：85-6328 FAX：85-0991）



雨水貯留浸透施設設置補助金

対象者

市内に土地または建築物を所有し、または賃借し、雨水貯留浸透施設を設置する者



補助金額（上限）

〈雨水貯留施設、雨水浸透施設〉	100,000円
〈浄化槽転用施設〉	150,000円

補助対象

雨水貯留施設に係る材料費及び設置工事など



補助率 1/2



申請期間

随時（予算額に達し次第終了）

河川排水課（電話：85-6361 FAX：83-2960）



民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金

対象者

対象建築物の所有者または管理者



補助金額（上限）

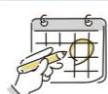
〈分析調査〉	250,000円
〈除却など工事〉	1,800,000円

補助対象

吹付アスベストの分析調査または除却など



補助率 除却など工事のみ 2/3



申請期間

年度により異なる

建築指導課（電話：85-6328 FAX：85-0991）





保存樹等維持管理支援事業

対象者

保存樹及び保存樹林に関する台帳に記載された保存樹などの所有者またはその管理者

補助対象

- ・市が行う樹木診断
- ・維持管理作業

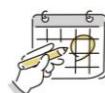


補助金額（上限）

<保存樹> 1本あたり30,000円
<保存樹林> 50,000円
(樹木診断は無料)



補助率 1/2



申請期間

随時

公園緑地課（電話：85-6283 FAX：83-2960）



農林業補助金（市民農園整備事業）



対象者

農地所有者



補助金額（上限）

250,000円

補助対象

市民農園の開設を支援する事業



補助率 1/2以内



申請期間

当該年度の2月末日まで

農政課（電話：85-6236 FAX：84-8731）



多面的機能支払交付金



対象者

農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動団体



補助対象

多面的機能の維持・発揮を図るために必要な地域の共同活動（地域の農用地の草刈、農業用用排水路の泥上げなど）



補助金額（上限）

対象や地目により異なる



補助率 なし



申請期間

年度により異なる

農政課（電話：85-6237 FAX：84-8731）



文化スポーツイベント補助金



対象者

文化事業、スポーツ事業を実施する団体または参加する者



補助対象

- ・文化事業、スポーツ事業の開催
- ・文化事業、スポーツ事業への参加、出場



補助金額（上限）

事業により異なる



補助率 開催のみ 1/2



申請期間

事業により異なる

文化スポーツ振興課〔電話：（文化）85-6079、（スポーツ）84-7117、FAX：83-2297〕



郷土芸能に対する補助金



対象者

教育委員会に登録されている郷土芸能保存継承団体



補助金額(上限)

<保存伝承のための事業> 30,000円
<保存に必要な用具などの修理購入事業>

500,000円



補助対象

- ・郷土芸能の保存伝承のための事業
- ・郷土芸能の保存に必要な用具などの修理購入事業



補助率 1/2



申請期間

当該年度の 6月30日まで

文化財課（電話：33-1113 FAX：34-6484）



観光によるにぎわい創出事業補助金



対象者

- ・市内に事業所を有する法人
- ・市内に活動拠点を有する団体



補助金額(上限)

300,000円



補助対象

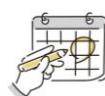
地域資源を活用したにぎわい創出に資する事業



補助率

初回交付
2、3回目交付

2/3
1/5



申請期間

年度により異なる

経済振興課（電話：85-6244 FAX：84-8731）





対象者

市内に本店（本部）を有する法人



補助金額（上限）

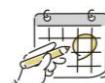
250,000円

補助対象

就職支援サイトへの求人情報の掲載費



補助率 1/2以内



申請期間

掲載を終了した日から起算して3ヶ月以内

経済振興課（電話：85-6242 FAX：84-8731）



その他関連情報

かすがい市民活動情報サイト 助成金情報

民間企業や非営利団体が実施している助成金
を掲載しています



あいちNPO交流プラザ 公式サイト

NPO法人に関する情報やセミナーの開催情
報が掲載されている愛知県運営のサイトです



春日井市市民活動支援センター (ささえ愛センター)

〒486-0837



春日井市春見町3番地

TEL 0568-56-1943

FAX 0568-56-4319

E-mail sasae-i@city.kasugai.lg.jp

HP <https://kasugai.genki365.net/>